

量水器購入及び管理業務詳細仕様書

笛吹市公営企業部企業総務課

目次

第 1 章	総則	1
量水器購入及び管理業務詳細仕様書		
1.1	適用法令及び適用規格	1
1.2	用語の定義	1
1.3	購入及び修理の種類	1
1.4	支払い	1
1.5	保証事項	1
1.6	書類の提出	1
1.7	疑義の解釈	1
第 2 章	量水器の仕様	1
2.1	一般的仕様	1
2.2	量水器の種類	1
2.3	計量特性及び量水器仕様	2
2.4	量水器ケース及び接続端の形状・寸法	2
2.5	量水器ケースの材質	2
2.6	量水器ケースの表示項目	2
2.7	検定証印又は基準適合証印	2
2.8	表示項目と表示範囲	2
2.9	塗装及び色相	3
2.10	付属品	3
第 3 章	納品及び検査	3
3.1	納入期日	3
3.2	納入場所	3
3.3	納入時の指示量	3
3.4	接続端の保護	3
笛吹市公営企業部企業総務課		3
3.7	管理等	3

1 総則

1.1 適用法令及び適用規格

受注者が製造し納入する量水器は、以下の法令、その他関連する関係法規及び適用規格等による。

量水器購入及び管理業務詳細仕様書

- ①計量法(平成4年法律第51号(改正平成15年6月11日))
- ②計量法施行令(平成5年政令第329号)
- ③計量法施行規則(平成5年通商産業省令69号)
- ④特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号(改正平成17年3月30日))
- ⑤指定製造事業者の指定等に関する省令(平成5年通商産業省令第77号)

2)水道法関係

- ①水道法(昭和32年法律第177号)
- ②水道法施行令(昭和32年政令第336号)
- ③水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)
- ④給水装置の構造及び材質の基準に関する省令(平成9年厚生省令第14号)

3)日本工業規格及びその引用規格(最新版を引用する。)

- ①JIS B8570-1 水道メーター及び温水メーター第1部:一般仕様
 - ②JIS B8570-2 水道メーター及び温水メーター第2部:取引又は証明用
- 4)その他関連する法令等

1.2 用語の定義

この仕様書で用いる用語の定義は、以下に定める規格及びその引用規格による。

- ①JIS Z8103 計測用語
- ②JIS B8570-1 水道メーター及び温水メーター第1部:一般仕様
- ③JIS B8570-2 水道メーター及び温水メーター第2部:取引又は証明用

1.3 購入及び修理の種類

メーター購入(パター品)

1.4 支払い

別紙単価表2のとおり、支払いは一括納入の場合は納入後に、分割納入の場合は納入毎後に、笛吹市水道
笛吹市公営企業部企業総務課

1.5 保証事項

- 1)納入後1年以内に故障が生じ、その故障の原因が受注者にあることが明らかな場合は発注者の求めに
応じること。
- 2)発注者は、量水器の品質に疑義が生じた場合、量水器の製造工程等の確認を行う場合がある。

1.6 書類の提出

- 1)契約後直ちに、量水器承認図を発注者に提出し、発注者の承諾を受けなければならない。
- 2)発注者が試料(サンプル量水器等)提出を求めた場合はこれに応ずる。

1.7 疑義の解釈

この仕様書に定めのない事項及び本仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議する。

2 量水器の仕様

2.1 一般的仕様

- 1)量水器は、その使用目的に適した強度及び耐久性を持つ材料で製作しなければならない。
- 2)量水器の表示機構は、読みやすく、確実に、かつ、明白に計量値を目視出来るものでなければならない。
- 3)量水器は計量法に基づく型式の承認を受けたものでなければならない。

2.2 量水器の種類

- 1)この仕様書で規定する量水器は「表-1 量水器の種類」による。

表-1 量水器の種類

種別	名称	口径(mm)	指針表示他
1	乾式・接線流羽根車式	13・20・25	アナログ・デジタル併用表示、表示部回転型又は固定型
2	乾式・接線流羽根車式	30・40	アナログ・デジタル併用表示
3	乾式・たて形軸流羽根車式	50(ネジ)	アナログ・デジタル併用表示
4	乾式・たて形軸流羽根車式	50・75・100	アナログ・デジタル併用表示

2. 3計量特性及び量水器仕様

表－2 量水器の計量特性・主要寸法・材質

種別	定格最大流量	計量範囲	口径	流量値(m ³ /h)				全長	本体	材質
	Q3 (m ³ /h)	Q3/Q1=R		Q1	Q2	Q3	Q4	(mm)	(mm)	
1	2.5	100	13	0.025	0.04	2.5	3.13	100		鉛フリー銅合金
1	4	100	20	0.04	0.064	4	5	190		
1	6.3	100	25	0.063	0.101	6.3	7.875	225		
2	10	100	30	0.1	0.16	10	12.5	230		
2	10	100	40A	0.1	0.16	10	12.5	245		
3	16	100	40B	0.16	0.256	16	20	245		
3	16	100	50	0.16	0.256	16	20	245		
4	40	100	50	0.4	0.64	40	50	560	245	ダクタイル鋳鉄
4	63	100	75	0.63	1.008	63	78.75	630	300	
4	100	100	100	1	1.6	100	125	750	350	

2. 4量水器ケース及び接続端の形状・寸法

- 1) 接続端の形状・寸法は量水器承諾申請書の量水器外観図による。
- 2) 口径40mm以下(一部特殊型で50mm)の量水器の接続端は上流側、下流側ともネジ接続とする。
- 3) ネジの仕様は、上水ネジとする。
- 4) ネジ山の形状は「表－3 ネジ山の形状」による。
- 5) たて形軸流羽根車式の口径50～75mmはフランジ継手による接続とする。

表－3 ネジ山の形状

口径	上水ネジ	
	ネジ外径(mm)	ネジ山数
13	26.4	14
20	33.2	11
25	41.9	11
30	47.8	11
40	59.6	11
50	75.2	11

2. 5量水器ケースの材質

- 1) 口径40mm以下(一部特殊型で50mm)の量水器ケース材質は鉛フリー銅合金とする。
- 2) 口径50mm以上のフランジ継手による接続の量水器ケース材質はダクタイル鋳鉄とする。
- 3) 上ケース及び下ケースの材料は同質のものとする。(表示部回転型は除く)
- 4) 上記の品質と同等以上の強度、耐久性、耐食性を有し、かつ安価な量水器がある際は、発注者に相談すること。協議のうえ、実際に使用することになった場合は、単価表の見直しを行う。

2. 6量水器ケースの表示項目

- 1) 上ケースには材質記号を鋳出しまたは打刻する。(表示部回転型は除く)
- 2) 下ケースには口径・製造年・材質記号・製造業者の名称又は登録商標・流れの方向を表記する。

2. 7検定証印又は基準適合証印

- 1) 量水器は、計量法及びこの関連法令に基づいて、検定を受け、又は検査(承認を受けた型式に適合することを確認するため指定製造事業者が実施するもの)を行わなければならない。
- 2) 量水器には、検定証印または基準適合証印いずれかの証印を付する。
- 3) 検定又は検査は、納入期限の日の属する月、その前月又は前々月に実施する。
- 4) 納品時、検定又は検査結果報告書を提出すること。

2. 8表示項目と表示範囲

- 1) 計量単位(m³・L)
- 2) Q3の値
- 3) Q3/Q1の値(R=000でも可)
- 4) 型式承認番号
- 5) 製造業者の名称又は登録商標
- 6) 製造年(和暦)
- 7) 製造番号
- 8) 流れの方向(表示部回転型は除く)
- 9) 取付姿勢V又はHの文字(垂直V又は水平H位置だけに作動する量水器の場合)
- 10) 表示範囲
量水器の表示範囲は「表－6 量水器の表示範囲」による。

表－6 量水器の表示範囲

Q3 m ³ /h		表示範囲の最小値 m ³
Q3	≤ 6.3	9 9 9 9
6.3 < Q3	≤ 63	9 9 9 9 9

2. 9塗装及び色相

- 1) 鉛フリー銅合金製量水器ケースは無塗装とする。ただし、無着色透明の酸化防止処理をする。
- 2) ダクタイル鋳鉄製たて形軸流羽根車式50～75mmはエポキシ樹脂粉体塗装をする。
塗装色は、日本塗料工業会色番号AN-55(グレー) 色相N マンセル値N5. 5とする。

2. 10付属品

- 1) 量水器1個に量水器接続用ユニオンパッキン2枚を添付する。
材質は合成ゴム(NBR)とし、JIS K6353「水道用ゴムⅢ類 硬度(HS)80」相当とする。
- 2) 口径50mm以上のフランジ継手による接続の量水器は、伸縮補足管、接続用ボルト・ナット(ステンレス製)の必要本数、フランジ専用パッキン2枚(材質は「1」と同じ)を添付する。

3 納品及び検査

3. 1納入期日

受注者が量水器交換作業に支障のないよう決定する。

3. 2納入場所

受注者保管場所とする。

3. 3納入時の指示量

量水器納入時の指示量は、「表-7 納品時の量水器の表示範囲」に示す各口径の指示量の範囲内とする。

表-7 納品時の量水器の表示範囲	
口径(mm)	指示量の範囲
13、20、25	0m ³ を 超え 2 m ³ 以下
30、40	0m ³ を 超え 4 m ³ 以下
50、75、100	0m ³ を 超え 40 m ³ 以下

3. 4接続端の保護

量水器両端のネジ取付部は保護の処置を施すこと。

3. 5梱包、荷姿

量水器の納品は、収納箱を用いるものとする。

3. 6検査等

- 1) 検査は原則として発注者立会いのもと納入場所で行う。
- 2) 検査は次の項目を行う。
 - ①数量
 - ②検定証印又は基準適合証印
 - ③外観、形状
 - ④付属品の確認

3. 7管理等

- 1) 在庫量水器の検定期限を考慮し、納入時期・数量を決定すること。
- 2) 交換済み量水器は洗浄し、保管する。
- 3) 納入先への返納準備を行う。
 - ①返却数量の確認
 - ②回収手配